

事故発生時の手続き

市民活動中に事故が発生した場合は、活動内容に従って最寄りの区役所・公所などに届け出てください。その後、所定の事故報告書兼証明書をお出しいただきます。

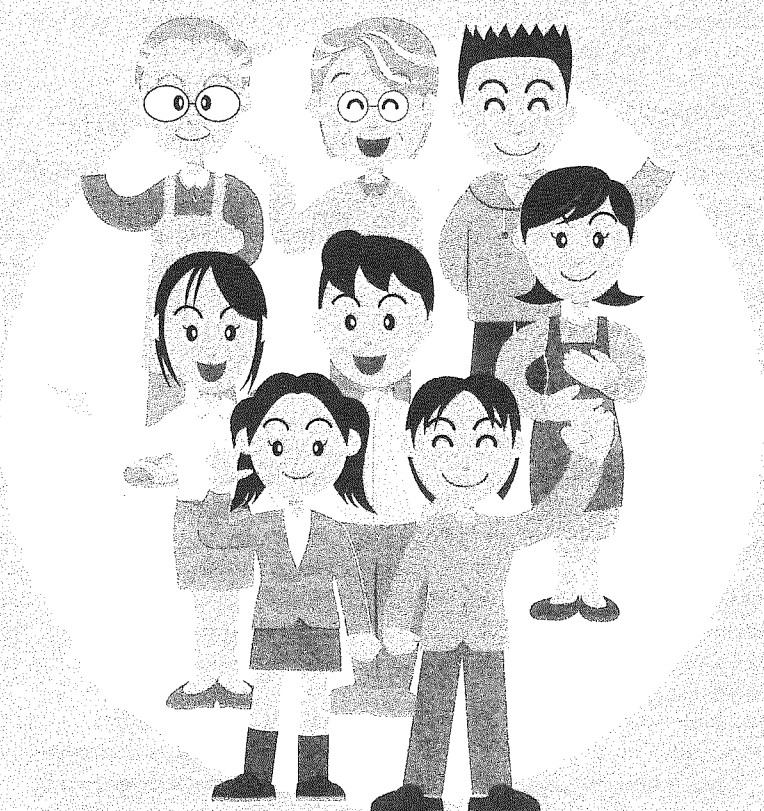
事故や活動内容を審査し、その事故や活動が市民活動保険の要件を満たしている場合、保険金が支払われます。

安心して市民活動に参加していただくために 市民活動保険

ご案内

届け出・お問い合わせ先	活動内容
区役所地域力推進室	<ul style="list-style-type: none"> ◎区安心・安全で快適なまちづくり協議会・学区連絡協議会・町美運動学区推進委員会が実施する町を美しくする運動 ◎交通安全市民運動、生活安全市民運動 ◎コミュニティセンター等管理活動 ◎青少年育成運動(青少年育成指導者の活動)
区役所民生子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ◎どんぐりひろば・児童遊園地管理者による清掃活動
土木事務所 (東山総合公園管理区域は 東山総合公園)	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑のまちづくり活動 ◎ふれあい“ます”花壇活動 ◎河川愛護活動
環境事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみ・資源の排出指導活動 ◎名古屋クリーンパートナー活動 ◎集団資源回収活動
環境局環境企画課	<ul style="list-style-type: none"> ◎「環境サポーター」の環境教育活動 ◎環境保全実践活動(環境局実施)
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ◎ネズミ昆虫等防除活動 ◎環境保全実践活動(保健センター実施)
区役所総務課・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◎防火・防災市民普及活動
住宅都市局都市景観室	<ul style="list-style-type: none"> ◎違反広告物追放推進員活動

【ご注意】事故の届け出は、事故後速やかに行ってください。



名古屋市市民活動保険とは

名古屋市が市民の皆さんに呼び掛けて実施しております各種の市民活動中に、万一が事故が起きてしまった場合に備え、市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と契約しているものです。この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。市民の皆さんが安心して市民活動に参加していただき、これによって、各活動の活性化の一助となることを願っています。

名古屋市市民経済局地域振興課地域コミュニティ係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 ☎052-972-3130

名古屋市

対象となる市民活動

次のような市民活動が市民活動保険の対象となります。

町を美しくする運動

- ①区安心・安全で快適なまちづくり協議会・学区連絡協議会・町美運動学区推進委員会が実施する町を美しくする運動
- ②どんぐりひろば・児童遊園地管理者による清掃活動
- ③緑のまちづくり活動
- ④ふれあい“ます”花壇活動
- ⑤河川愛護活動
- ⑥ごみ・資源の排出指導活動
- ⑦ネズミ昆虫等防除活動
- ⑧違反広告物追放推進員活動
- ⑨名古屋クリーンパートナー活動

交通安全市民運動

- ①交通事故死ゼロの日活動
- ②交通安全決起大会、交通安全パレードなど
- ③地域の交通安全教室
- ④違法駐車・青空駐車追放パトロール
- ⑤自転車駐車対策協力活動
- ⑥その他、地域の実情に応じた活動

生活安全市民運動

- ①防犯パトロール活動
- ②地域の防犯教室
- ③こども安全指導活動
- ④生活安全(防犯)キャンペーン活動
- ⑤防犯灯点検活動
- ⑥その他、地域の実情に応じた活動

青少年育成運動(青少年育成指導者の活動)

- ①子どものふれあいづくり、自然体験活動、異年齢・世代間の交流などの活動
- ②青少年健全育成に関する啓発活動
- ③地域環境の浄化活動
- ④地域の世話やき活動
- ⑤その他、地域の実情に応じた活動

コミュニティセンター等管理活動

コミュニティセンターおよび類似施設(準コミュニティセンター、地域センターなどで市が定める施設)における施設の清掃、設備の保守管理など、施設を良好な状態に維持・管理する諸活動

防火・防災市民普及活動

市民の防火・防災に関する知識・技術、応急救護技術などの向上を図るために実施される次の普及活動

- ①名古屋市が主催する防火・防災講習会、防災訓練、応急手当講習会など
- ②防火防災意識の高揚を図るためのキャンペーン活動
- ③町内会・自治会、自主防災組織、防火協力団体などが実施する防火・防災講習会、防災訓練、応急手当講習会など

環境保全実践活動

- ①環境局および保健センターが主催または共催などで実施する環境保全に関する活動
- ②「環境サポーター」の環境教育活動

集団資源回収活動

「名古屋市集団回収実施団体登録制度」に登録している地域住民団体が実施する、古紙などの集団資源回収活動

保険の内容

損害保険会社との契約によるものです。保険金の認定・支払いは保険会社が行います。

補償金額		対象とならない主な事例	
傷害保険	死亡	300万円	①保険対象者の故意によるもの ②地震・噴火・津波などによるもの ③保険対象者の脳疾患、疾病、心神喪失によるもの ④他覚症状のないむち打ち、腰痛 ⑤保険対象者の無資格運転や酒酔い運転によるもの ⑥公務中の事故など、公務災害補償などの適用を受けるもの ⑦差し歯、義歯などの損害
	後遺障害	9~300万円	
	入院	1日につき 3,000円 (180日限度)	
	通院	1日につき 2,000円 (90日限度)	
	手術	種類により 12万円まで	
賠償責任保険	身体賠償	【支払限度額】 1名につき 1億円 1事故につき 5億円 生産物賠償責任については保険期間中 5億円限度	①保険対象者の故意によるもの ②地震・噴火・津波・洪水などによるもの ③保険対象者の所有・使用・管理する車両(自動車、自動二輪など)や昇降機によるもの ④施設の建設・改装・改造・修理などの工事によるもの ⑤保険対象者と同居する親族に対する賠償責任
	財物賠償	【支払限度額】 1事故につき 500万円 生産物賠償責任、受託者賠償責任については保険期間中 500万円限度	

活動協力者が、活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または身体に傷害を被った場合に支払われる保険金です。

活動協力者が、活動中の過失により、他の活動協力者を除く、第三者の生命、身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に支払われる保険金です。

※生産物賠償責任…市民活動中に活動協力者が提供した飲食物や啓発物品などにより賠償責任が生じた場合の補償
 ※受託者賠償責任…他人からの預かり品や管理しているものを滅失、棄損、汚損等により被害を与え賠償責任が生じた場合の補償

